計	

⑶【監査の状況】
⑷【役員の報酬等】
⑸【株式の保有状況】
［第５～第７　略］
第四部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
⑴【保証会社が提出した書類】
［①～③　略］
④【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に　財務（支）局長に提出
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
第五部　［略］
第六部【組織再編成対象会社情報】⑽
第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】
⑴【組織再編成対象会社が提出した書類】
［①～③　略］
④【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に　財務（支）局長に提出
⑵　［略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。
⑴　組織再編成（公開買付け）の目的等
［ａ～ｃ　略］
ｄ　提出会社以外の者が公開買付けを行う場合であって、当該公開買付けにつき提出会社（⑵ｅ及び⑷ｃにおいて「公開買付者でない提出会社」という。）が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本届出書の提出がなされる場合にあっては、当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載された公開買付けの目的と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。この場合、公開買付けの目的については、当該公開買付届出書の提出日及び提出先並びに当該公開買付届出書中「第１　公開買付要項」の「３

計				

②【その他重要な報酬の内容】
③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】
④【監査報酬の決定方針】
［加える。］
［加える。］
［加える。］
［第５～第７　同左］
第四部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［同左］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
⑴【保証会社が提出した書類】
［①～③　同左］
④【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に財務（支）局長に提出
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
第五部　［同左］
第六部【組織再編成対象会社情報】⑽
第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】
⑴【組織再編成対象会社が提出した書類】
［①～③　同左］
④【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に財務（支）局長に提出
⑵　［同左］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。
⑴　組織再編成（公開買付け）の目的等
［ａ～ｃ　同左］
ｄ　提出会社以外の者が公開買付けを行う場合であって、当該公開買付けにつき提出会社（以下「公開買付者でない提出会社」という。）が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本届出書の提出がなされる場合にあっては、当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載された公開買付けの目的と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。この場合、公開買付けの目的については、当該公開買付届出書の提出日及び提出先並びに当該公開買付届出書中「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」